

〓ご存知ですか？〓

児童扶養手当 特別児童扶養手当

児童扶養手当とは？

離婚や死別などの理由で、母親または父親のみで子どもを養育している「ひとり親家庭」に対して支給される手当です。ただし、遺族年金などの公的年金を受給されている方は除きます。(所得制限があります。)

※児童の対象年齢は、18歳に達した年の年度末まで。ただし、児童に中度以上の障害がある場合は20歳まで。

忘れずに現況届の手続きを！

現在、児童扶養手当や特別児童扶養手当を受けている方(所得制限で手当を受けていない方を含む)は、必要書類や印鑑などを持って、次の期間中に女性児童課または各支所市民生活室で手続きを行ってください。

期間内に手続きをしないと、8月分以降の手当が差し止められます。また、この手続きを2年間しないと受給権がなくなりますので、ご注意ください。

特別児童扶養手当とは？

精神または身体に障害のある20歳未満の児童を養育している方に支給される手当です。(所得制限があります。)

これらに該当すると思われる方は、女性児童課または各支所市民生活室へお問い合わせください。

受付期間

○児童扶養手当

8月30日(金)まで

○特別児童扶養手当

8月12日(月)～9月10日(火)

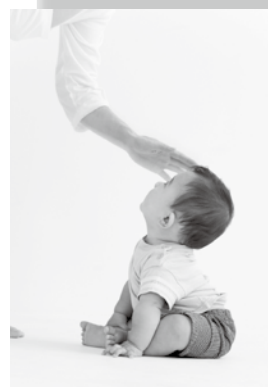
※該当する方へは、別途案内を送付します。

申請窓口・問い合わせ

女性児童課児童福祉係

☎0824・73・1192

または各支所市民生活室



住宅・土地統計調査は
こんな調査です

住宅・土地統計調査は、「統計法」(国の統計に関する基本的な法律)に基づいた基幹統計調査です。この調査は、全国約350万世帯(庄原市では約3500世帯)を対象とした大規模なものとなります。調査の結果は国や地方公共団体における「住生活基本計画」の成果指標の設定や、耐震や防災を中心とした都市計画の策定などに幅広く利用されます。

調査の対象となった世帯へは、調査員が調査票などを配布し、記入を依頼しますので、その際にはご協力をお願いします。

どんなことが調査され、
どんなことがわかるの？

調査するのは、住宅・敷地の広さや所有の関係、居住している世帯に関すること、住まいの設備状況や住環境などです。全国・都道府県・市区町村別に結果が作成されます。調査結果は平成26年夏ごろ公開される予定です。

問い合わせ

情報政策課情報政策係

☎0824・73・1113

※詳しくは総務省HPで。

総務省統計局

検索



平成25年

住宅・土地 統計調査

10月1日実施